

# 介護老人保健施設「しんわ苑」入所／ご利用料金表（1割負担）

R7.4.1～

【加算型】

一日の利用料金						1単位：10,14円				
要介護度	従来型個室	多床室	共通加算（※1）			料金	利用者負担段階	居住費		食費
			初期加算（※1）	短期集中リハビリテーション実施加算（※1）	夜間職員配置加算			従来型個室	多床室	
要介護1	727円	805円	初期加算（※1）	31円/日		31円/日	第1段階	0円	300円	
要介護2	774円	855円	短期集中リハビリテーション実施加算（※1）	262円/日		262円/日				
要介護3	840円	921円	夜間職員配置加算	25円/日		25円/日	第2段階	550円	430円	390円
要介護4	896円	975円	科学的介護推進体制加算Ⅱ	61円/月		61円/月	第3段階①	1,370円	430円	650円
要介護5	945円	1,027円	自立支援推進加算	305円/月		305円/月	第3段階②	1,370円	430円	1,360円
			栄養マネジメント強化加算	12円/日		12円/日	第4段階	1,728円	437円	1,560円
			褥瘡ケアマネジメント加算Ⅱ	14円/月		14円/月				
			排せつ支援加算Ⅰ	11円/月		11円/月	（※2）			
			安全対策体制加算	21円/月		21円/月				
			サービス提供体制加算Ⅰ	23円/日		23円/日				
			協力医療機関連携加算Ⅰ	102円/月		102円/月				
			リハビリテーションプログラム計画書情報加算（Ⅱ）	34円/月		34円/月				
			介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×7.5%		所定単位数×7.5%				
その他の加算						その他費用（介護保険以外に係る費用）※利用される場合				
初期加算Ⅰ	61円/日	短期集中リハビリテーション実施加算	203円/日	褥瘡ケアマネジメント加算Ⅰ	3円/月	日常生活品費	入浴や口腔ケア用品、タオル、おしぼり、化粧品等			300円
外泊時の費用	367円/日	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	244円/日	排せつ支援加算Ⅱ	16円/月	理美容代	業者委託によるカット、顔そり、パーマ、毛染め等			実費
外泊時在宅サービスの費用	812円/日	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	122円/日	排せつ支援加算Ⅲ	21円/月	健康管理費	インフルエンザ予防接種費用			実費
入所前後訪問指導加算Ⅰ	457円/回	経口移行加算	29円/日	サービス提供体制強化加算Ⅰ	23円/日	私物洗濯代	業者委託による洗濯。			500円/1ネット
入所前後訪問指導加算Ⅱ	487円/回	経口維持加算Ⅰ	406円/月	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	テレビレンタル代	視聴は別途申込が必要です。			100円
入退所前連携加算Ⅰ	609円/回	経口維持加算Ⅱ	102円/月	科学的介護推進体制加算Ⅰ	41円/月	イヤフォン代	テレビ視聴用（ヘッドフォン等持込み可）			250円
入退所前連携加算Ⅱ	406円/回	療養食加算	6円/食	再入所時栄養連携加算	203円/回	電気代	電化製品1品につき			50円
試行的退所時指導加算	406円/回	口腔衛生管理加算Ⅰ	92円/月	退所時栄養情報連携加算	71円/回	特別な食事の提供	ターミナル時等			実費
退所時情報提供加算Ⅰ	507円/回	口腔衛生管理加算Ⅱ	112円/月	ターミナルケア加算（31～45日）	73円/日	行事費	バスハイク等の交通費、入場料、外食費用			実費
退所時情報提供加算Ⅱ	254円/回	緊急時施設療養費（緊急時治療管理）	526円/日	ターミナルケア加算（4～30日）	163円/日	文書費	簡単な証明書、医証			500円
訪問看護指示加算	305円/回	所定疾患施設療養費Ⅰ	243円/日	ターミナルケア加算（2～3日）	923円/日	診断書料	保険会社等への特別な診断書は医師会規程に準じます			規程額
在宅復帰支援機能加算	11円/日	所定疾患施設療養費Ⅱ	487円/日	ターミナルケア加算（死亡日）	1,927円/日	事務管理費	預貯金通帳の管理、小遣いの入出金管理等（契約が必要です）			1,500円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	52円/日	リハビリテーションプログラム計画書情報加算Ⅰ	54円/月	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	11円/月					
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	52円/日	生産性向上推進体制加算Ⅰ	102円/月	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5円/月					
新興感染症等施設療養費	244円/日	生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月							

※1 共通加算は、全てのご利用者に算定している加算です。但し、初期加算は入所から30日間、短期集中リハビリテーション実施加算は入所から3ヶ月間個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。

※2 居住費と食費は、前年度の収入や預貯金等によって利用者負担額が決定します。住民税が非課税世帯の方は、役所で介護保険負担限度額認定の申請手続きしていただき、認定証が発行された場合は、負担軽減が受けられます。